

收文編號：1050008175

議案編號：1051222071000100

立法院議案關係文書 (中華民國41年9月起編號)
中華民國105年12月28日印發

院總第 1374 號 政府提案第 10061 號之 346

案由：教育部函送亞東關係協會與公益財團法人交流協會間關於語文教育交流合作備忘錄，請查照案。

教育部函

受文者：立法院

發文日期：中華民國 105 年 12 月 21 日

發文字號：臺教文字第 1050169049A 號

速別：最速件

密等及解密條件或保密期限：

附件：簽署約文影本

主旨：檢送我與日本公益財團法人交流協會於本（105）年 11 月 30 日簽署之臺日語文教育交流合作備忘錄影本 1 份，請查照。

說明：依據條約締結法第 12 條第 1 項規定辦理。

正本：立法院

副本：行政院、外交部、內政部、勞動部、本部國際及兩岸教育司

亞東關係協會與公益財團法人交流協會間
關於語文教育交流合作備忘錄

亞東關係協會と公益財団法人交流協会との間の
言語教育の交流と協力に関する覚書

亞東關係協會與公益財團法人交流協會間
關於語文教育交流合作備忘錄

亞東關係協會與公益財團法人交流協會(以下稱「雙方」)依1972年12月26日所簽訂之「亞東關係協會與財團法人交流協會互設駐外辦事處協議書」第3條第13款相關內容，就下列事項，相互合作獲得各自必要之相關機關同意。

- 1.本備忘錄以推動雙方華語文及日語文教育交流合作，提升語文教育水準，增進對彼此歷史、文化之瞭解及親善友好為目的。
- 2.雙方合作實施華語文與日語文教育交流，有關華語文與日語文教育人員之派遣、於學校、教育機構或團體協助研習、課堂觀摩及文化交流等具體合作事項，另協議、商定、實施之。
- 3.雙方依需要成立聯合工作小組，研商合作事項實施之期程、經費負擔等具體內容。
- 4.本備忘錄之交流合作自簽署日起生效，任一方得在90天前以書面通知對方終止。本備忘錄之修正由雙方書面協議定之。

- 5.本備忘錄未定事項及所定事項有疑義時，由雙方協議之。有關其他交流合作詳細規範，由雙方協議另定之。

本備忘錄於2016年11月30日在臺北以中文及日文各簽署一式兩份。

亞東關係協會
代表

公益財團法人
交流協會代表



(邱 義仁 會長)



(大橋光夫 會長)

亞東關係協會と公益財団法人交流協会との間の
言語教育の交流と協力に関する覚書

亞東關係協會と公益財団法人交流協会(以下、「双方」という。)は、1972年12月26日に作成した「亞東關係協會と財団法人交流協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」第3項(13)に関連し、次の事項につき、必要な関係当局の同意が得られるよう、相互に協力する。

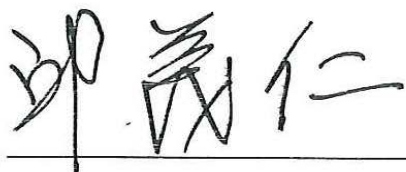
1. 本覚書は双方の中国語教育及び日本語教育の交流・協力を促進し、言語教育の水準を向上させ、お互いの歴史・文化に対する理解及び友好親善を深めることを目的とする。
2. 双方は、中国語教育及び日本語教育に関し協力して交流を実施する。中国語教育及び日本語教育に関する人の派遣、並びに学校・教育機関・団体における研修協力や授業見学及び文化交流等の具体的な協力事項については、別途協議の上、決定し実施する。
3. 双方は、必要に応じて事業チームを作り、協力事項実施のための工程、経費負担等の具体的な内容について協議する。

4. 本覚書に基づく交流・協力は署名の日から開始することとし、いずれか一方が相手方に対し、90日前までに書面による通告を行うことによって終了させることができる。また、本覚書の修正については、双方が書面により協議してこれを定めることとする。

5. 本覚書に定めのない事項、及び本覚書の事項に疑義を有する場合は双方の協議による。その他の交流・協力に関する細則等は双方が別途協議することとする。

本覚書は、中国語及び日本語により各2部が作成され、2016年11月30日、台北において署名された。

亞東關係協会
代表



(邱 義仁 会長)

公益財団法人
交流協会代表



(大橋光夫 会長)